(下線は変更箇所)

現行定款規定

(本店の所在地)

第 2条 本会社は、本店を東京都港区に置く。

## (招集権者及び議長)

- 第15条 株主総会は、取締役会の決議によって、<u>取締</u> 役社長が招集し、その議長となる。
  - 2 取締役社長に支障があるときは、他の代表取 締役がこれに代わる。

## (取締役の定員)

- 第20条 本会社の取締役は、20名以内とする。
  - 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締 役は、10名以内とする。

## (役付取締役)

- 第24条 <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員</u> でない取締役の中から、取締役社長1名を定 める。
  - 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長1名を定めることができる。

## (取締役会の招集及び議長)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を 除き、取締役会長が招集し、その議長となる。 取締役会長が欠員であるとき又は取締役会長 に支障あるときは、<u>取締役社長若しくは他の</u> 代表取締役がこれに代わる。
  - 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会 日の5日前までに発する。ただし、緊急やむ を得ないときは、招集通知期間を短縮するこ とができる。

<新 設>

# 変 更 案

(本店の所在地)

第 2条 本会社は、本店を東京都千代田区に置く。

## (招集権者及び議長)

- 第15条 株主総会は、取締役会の決議によって、<u>取締</u> 役会長又は社長が招集し、その議長となる。
  - 2 取締役会長及び社長に支障があるときは、他の取締役がこれに代わる。

## (取締役の定員)

- 第20条 本会社の取締役は、15名以内とする。
  - 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締 役は、7名以内とする。

## (取締役会長)

第24条

# <削 除>

取締役会は、その決議によって、監査等委員 でない取締役の中から、取締役会長1名を定 めることができる。

# (取締役会の招集及び議長)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を 除き、取締役会長が招集し、その議長となる。 取締役会長が欠員であるとき又は取締役会 長に支障あるときは、<u>他の取締役</u>がこれに代 わる。
  - 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会 日の5日前までに発する。ただし、緊急やむ を得ないときは、招集通知期間を短縮するこ とができる。

# (執行役員)

第34条 本会社は、執行役員を定め、本会社の業務を 分担して執行させることができる。

現 行 定 款 規 定	変
<新 設>	(社長) 第 35 条 取締役会は、その決議によって、監査等委員 でない取締役又は執行役員の中から、社長1 名を定める。
第 <u>34 条</u> 〈	第 <u>36</u> 条 〈 現行どおり〉 第 <u>47</u> 条
附則	附則
(監査役の責任免除に関する経過措置)  1. 平成 27 年 6 月開催の第 90 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。  2. 平成 27 年 6 月開催の第 90 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 平成27年6月開催の第90回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。 2 平成27年6月開催の第90回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。
<新 設>	(本則第2条の変更に係る効力発生日) 第2条 本則第2条(本店の所在地)の変更は、平成 31年に開催を予定する第94回定時株主総会 までに開催される取締役会において決定する 本店移転日をもって効力を生ずるものとす る。なお、本条は本店移転の効力発生日経過

後これを削除する。